

令和 7 年度の主な取組実績と令和 8 年度の取組予定について

※【新】新規事業、【拡】拡充事業

基本施策 1 地域におけるネットワークの強化	
(1) 守山市自殺対策連絡協議会を中心とする連携強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策連絡協議会の実施 令和 7 年度は 2 回実施（8 / 5、1 / 28） 令和 8 年度も 2 回実施予定 	
(2) 重層的支援体制の強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機関の連携強化による支援体制の整備および協働の視点を持った人材育成を目的に重層的支援会議の実施（月 1 回） ・ 令和 7 年度内容：本年度は、研修開催において、広く庁内全体に参加者を募り、部局を超えた重層的な支援体制について意識づけを実施 	
(3) 民生委員・児童委員による地域見守り活動の支援・連携強化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 民生委員児童委員定例会へ圏域地域包括支援センター職員等が毎月出席し、関係づくりの強化および支援が必要な人の早期把握 ・ 民生委員児童委員への生活保護制度および生活困窮者自立支援制度の説明による理解醸成 ・ 令和 7 年 12 月の委員改選により、新たな委員との関係性の構築 	
(4) 家族会やボランティア、自助グループの活動支援	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 断酒会、精神障がい者と家族の会（さざなみの会）およびメンタルスマイル、滋賀県いのちの電話等の周知 	
(5) 市職員や支援関係者の連携強化および資質向上	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 相談業務に対応する市職員や支援関係機関等を対象に研修会等の実施（重層的支援会議） 	

基本施策 2 : 自殺予防のための相談・支援の充実

(1) 相談支援

ア こころの健康に関する相談支援

- ・相談業務に対応する庁内外関係機関等と連携を図りながら相談支援の実施

イ 子育てに関する相談支援

- ・母子保健分野と児童福祉分野が一体的に支援を行える体制の構築をはかるため、こども家庭センターの設置および相談対応

ウ ひきこもりに関する相談支援

- ・【R7 拡】 ひきこもり支援にかかる専任のアウトリーチ支援員の勤務日数増加（週 3 日→週 5 日）
- ・【R7 新】 月 1 回の居場所プログラムの開催（6 月～）
- ・【R7 新】 市運営の定期的な居場所（セレクト）の開設（概ね週 1 回開催）

エ 就労に関する相談支援

- ・就労安定推進員による就労相談（必要に応じて、「若者しごと悩み相談」の紹介）
- ・公共職業訓練や技能技術取得教育訓練受講等補助制度の利用案内

オ 生活困窮に関する相談支援

- ・相談者の主訴を的確に把握し、自立に向けた支援の実施（例：就労準備支援、家計改善支援等）

カ 多重債務・消費者問題等に関する相談支援

- ・消費生活相談員による多重債務および消費者問題等への支援の実施
- ・必要に応じて、自立相談支援員と連携

キ 高齢者への相談支援

- ・関係機関との連携による、うつや閉じこもりの可能性がある人への訪問・相談支援の実施
- ・民生委員児童委員定例会へ圏域地域包括支援センター職員等が毎月出席し、関係づくりの強化および支援が必要な人の早期把握（再掲）
- ・介護負担が高いと思われる家族介護者への訪問支援の実施

<p>(2)相談窓口の周知啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【R7 新】相談窓口リーフレットの配布（健康推進員 104 名） ・市ホームページやすこやか健康だよりに相談窓口の掲載 ・自殺予防週間や自殺対策強化月間などに合わせた啓発 （市広報等への掲載、駅前での啓発物品の配布や庁内でのデジタルサイネージの掲示）
<p>(3)ゲートキーパー研修</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 7 年度は健康推進員、市内 4 中学校、3 小学校教職員 312 名に実施 ・ゲートキーパー研修受講者へ修了の証として缶バッジの配布 ・一般市民向けに、市公式 YouTube にゲートキーパー講座の動画を継続配信 ・令和 8 年度は、市内小中学校教員、守山野洲薬剤師会、民生委員・児童委員、市職員に実施予定
<p>(4)相談従事者の資質の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県や保健所主催の研修会や、学会への参加 ・相談業務に対応する市職員や支援関係機関等を対象に研修会等の実施（重層的支援会議）（再掲）

基本施策 3：自殺予防に向けた普及啓発の充実

<p>(1) 実態把握・分析</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態統計、警察の自殺統計や死亡小票、自殺未遂者（湖南いのちサポート相談事業）への相談支援等による実態把握
<p>(2)産後うつの発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新生児訪問にて EPDS 問診票による産後うつの早期発見、支援
<p>(3)ストレスチェックの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度末年齢 50 歳到達者に対して、がん検診やすこやか歯科健診とあわせて勧奨通知にてストレスチェックや相談窓口、こころと身体の健康づくりの啓発 ・商工ジャーナル折込チラシや相談窓口リーフレット等の啓発チラシにストレスチェックの二次元コードの掲載

	<p>(4) こころの健康教育の実施</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・【R7 新】健康推進員に向け、「こころの健康」をテーマとした、メンタルヘルスに関する講習の実施 ・市公式 YouTube に「こころの健康を保つために」掲載
	<p>(5) 自殺予防週間、自殺対策強化月間等にあわせた普及啓発活動の実施</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間や自殺対策強化月間等にあわせて、広報や市ホームページにおいて自殺予防や精神疾患についての周知啓発 ・【R7 新】滋賀いのちの電話と合同での街頭啓発活動 ・不眠症状に着目したうつ啓発の推進。駅と自治会等でポスター掲示を行うとともに、広報誌等での啓発 ・【R8 拡】更なるうつ啓発の周知強化のため人通りが多い駅周辺施設（スーパー、銀行、郵便局等）や医療機関、薬局への周知啓発の実施
	<p>(6) 企業への啓発</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・商工ジャーナル折込チラシにて、こころの健康づくりや相談窓口についての周知啓発（R8. 3 月にも実施予定） ・【R8 新】企業訪問を活用し、睡眠の必要性および相談窓口についての啓発資材の配布

<p>基本施策 4 : 生きることの包括的な支援の推進</p>	
	<p>(1) 自殺未遂者への支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・湖南いのちのサポート相談事業による自殺未遂者および家族の相談支援 ・庁内関係課および庁外関係機関から相談のあった自殺未遂者および家族の相談支援
	<p>(2) 自死遺族等への支援</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・自死遺族に対する遺族会等の情報提供および相談支援
	<p>(3) 居場所づくりの促進</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・小学 4 年生から高校 3 年生までを対象とした放課後の居場所としての機能も兼ね備えた学習支援の実施。 ・【R7 新】居場所から遠方の地域のニーズ調査のため、モデル事業の実施 ・自治会でのサロンや老人クラブへの活動支援による高齢者の閉じこもり防止

基本施策 5 : 子ども若者対策の強化

(1) SOS の出し方に関する教育の実施

- ・【中学 1 年生】 SOS の出し方に関する教育の実施

(2) 「命の尊さ」「自分の大切さ」をテーマにした学習活動の実施

- ・【R7 新】【小学 4 年生】 ころあっぷタイムから手法変更し、ころのサポートプログラムの実施（市内 6 小学校では授業参観を実施）
- ・【中学 2 年生】 命の大切さを学ぶ教育の実施

(3) 相談支援

- ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、やすらぎ支援相談員との連携による個別相談、個別支援

(4) 学校への啓発

- ・ SOS の出し方に関する教育の実施時にあわせ、相談窓口の啓発物品の配布
- ・【R7 新】 1 人 1 台端末およびころの健康観察・教育システム「ここタン」の利用開始
- ・ここタンに並行し、「私の相談フォーム」の活用を強化

(5) 若者しごと悩み相談

- ・公認心理士の専門技術、知識を活用したカウンセリングによる相談ニーズの把握および分析